



～正しいマナーで、ペットを飼いましょう!～

9月20日～9月26日は動物愛護週間です



動物愛護週間とは、皆さんに、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうことを目的に「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。

犬の登録と狂犬病予防接種

生後90日以上の犬を飼い始める人は、狂犬病予防法に基づき、飼いはじめてから30日以内に、犬の一生に一度の登録と、毎年1回の狂犬病の予防接種を受けなければなりません。

犬の登録は、清掃センター・内環境対策課、市役所健康増進課、または毎年4月に実施している集団注射の会場で行えます。

また、市が委託している宮川動物病院、下田動物病院、南伊豆動物病院では、犬の登録と狂犬病予防注射を一緒に行うことができます。

【手数料】
 飼い犬の登録 3,000円
 予防注射 3,320円



登録した事項が変更になった場合

犬の所在地、所有者の住所、所有者の変更があった場合は、届出が必要です。飼い主が亡くなった場合も届出をしてください。(ただし、市外へ転出の場合は、転出先の市町村で手続きしてください。)

犬が死亡した場合、やむを得ず引き取りに出した場合、届出をしないと、いつまでも登録が抹消されません。必ず、愛犬手帳、登録鑑札をご持参の上、手続きしてください。

あなたの大切な家族の一員です。新たな飼い主を探するなど、引き続き幸せに暮らせるように手をつくしましょう!

その1つの方策として、賀茂保健所に設置されている「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を利用する事もできます。



(これは、家庭で飼育している犬や猫等をゆずりたい人と、新しく飼いたい人の間の情報中継を行うことを目的として設置されているものです。)

※それでも飼い主が見つからない時は、月2回、賀茂保健所にて、引き取りを行っています。(詳しい日程については、賀茂保健所 ☎24-2057 にお問合せください。)

犬・猫を飼わないならエサを与えないで!

飼う気のない動物にエサを与えないでください。エサを与えるだけでほったらかしでは、無責任な飼い方をしているのと同じです。

問合せ先
 環境対策課環境保全係 ☎24-2213



「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正・施行されました

- 罰則の強化**
愛護動物を虐待したり遺棄したりすると、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。
- 動物取扱業の規制**
ペットの販売など、動物取扱業を営む方は、登録をしなければなりません。また、登録動物取扱業者は氏名、登録番号等を記した標識の掲示をしなければなりません。

ちょっと確認してください!

ペットショップで動物を購入される方は事業所に標識が掲げられているか確認してください。

業者は販売する動物の説明を書面でしなくてはなりません。購入する前に、十分に説明をうけてください。

購入する際には、業者から説明を受けた旨を証明する署名をしてください。

- 近年、少子高齢化や核家族化が進む中、家族の一員として、ペットを飼う家庭が増えています。しかし、その一方で、心ない飼い主によるペットの遺棄や虐待、また近隣のトラブルなど、多くの問題も発生しています。
- 9月20日から26日は「動物愛護週間」です。社会の中で動物たちと共に生きるために、動物の正しい飼い方について考えて見ましょう。
- 人と動物が共に仲良く暮らすために**
- 犬の飼い方のマナー**
 - ◎犬の放し飼いはやめましょう!
犬の放し飼いは条例で禁止されています、きちんとつないで飼いましょう。
 - ◎毎日、散歩させましょう!
散歩する時は、引き綱をつ
 - ◎犬の放し飼いは、近所迷惑となり、野良猫との接触による病気感染や、交通事故にあう心配もなく猫にとっても安全です。
 - ◎猫用のトイレを用意して、しつけましょう。
よその家の庭を汚すなど、近所とのトラブルにもなりかねません。
 - ◎もし子猫を望まないのなら、不妊・去勢手術を
飼い猫が妊娠しないよう、メスならば不妊手術をオスならば去勢手術を行いみだりに繁殖しないようにしましょう。
 - ◎首輪など、迷子札をつける
飼い主がすぐわかります。
- 猫の飼い方のマナー**
 - ◎猫はなるべく室内で飼いましょう。
室内で飼うほうが、野良猫との接触による病気感染や、交通事故にあう心配もなく猫にとっても安全です。
 - ◎無駄吠えをしないようにしつけましょう!
犬の無駄吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情を持って、根気よくしつけることが大切です。